

新（平成27年12月3日農林水産省告示第2597号）	旧																																
<p>（有機農産物の生産の原則）</p> <p>第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。</p> <p>(1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、<u>スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。</u>）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。</p> <p>(2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="114 726 1079 863"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td>きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設（<u>ほ場を除く。以下同じ。</u>）をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="114 930 1079 1137"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td><u>1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであること。</u> <u>2 きのこと類にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>種菌</td> <td>1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項<u>1</u>、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項<u>1</u> (1)又は(2)に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養さ</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	（略）	（略）	栽培場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設（ <u>ほ場を除く。以下同じ。</u> ）をいう。	事項	基準	（略）	（略）	栽培場	<u>1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであること。</u> <u>2 きのこと類にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>	（略）	（略）	種菌	1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項 <u>1</u> 、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項 <u>1</u> (1)又は(2)に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養さ	<p>（有機農産物の生産の原則）</p> <p>第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。</p> <p>(1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。</p> <p>(2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 726 2121 863"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td>きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 930 2121 1137"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td><u>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>種菌</td> <td>1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項<u>1</u> 又は<u>2</u>に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養さ</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	（略）	（略）	栽培場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。	事項	基準	（略）	（略）	栽培場	<u>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>	（略）	（略）	種菌	1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項 <u>1</u> 又は <u>2</u> に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養さ
用語	定義																																
（略）	（略）																																
栽培場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設（ <u>ほ場を除く。以下同じ。</u> ）をいう。																																
事項	基準																																
（略）	（略）																																
栽培場	<u>1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであること。</u> <u>2 きのこと類にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>																																
（略）	（略）																																
種菌	1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項 <u>1</u> 、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項 <u>1</u> (1)又は(2)に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養さ																																
用語	定義																																
（略）	（略）																																
栽培場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。																																
事項	基準																																
（略）	（略）																																
栽培場	<u>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>																																
（略）	（略）																																
種菌	1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項 <u>1</u> 又は <u>2</u> に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養さ																																

	れた種菌を使用することができる。 3～5 (略)
スプラウト類の栽培施設に使用する種子	<u>1 この表ほ場に使用する種子又は苗等の項1に規定する種子であること。</u> <u>2 1に掲げる種子は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</u> <u>3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。</u>
(略)	(略)
栽培場における栽培管理	<u>1 きのご類にあつては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u> <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u> <u>ア～エ (略)</u> <u>(3) (2)のアに掲げる基準に従つてきのご類を生産する過程で産出される廃ほだ、廃菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。</u> <u>2 スプラウト類にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる基準に従い生産及び管理を行うこと。</u> <u>(1) 生産に用いる資材については、次のア及びイに掲げるものに限ること。</u> <u>ア 水</u> <u>イ 培地（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）であり、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないものに限る。）</u> <u>(2) 人工照明を用いないこと。</u> <u>(3) (1)及び(2)に掲げる基準に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</u> <u>(4) (1)から(3)までに掲げる基準に適合しないスプラウト類が混入しないように管理を行うこと。</u>

	れた種菌を使用することができる。 3～5 (略)
[新設]	[新設]
(略)	(略)
栽培場における栽培管理	<u>きのご類の生産に用いる資材にあつては、次の1から3までに掲げる基準に適合していること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあつては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u> <u>1 (略)</u> <u>2 (略)</u> <u>(1)～(4) (略)</u> <u>3 2の(1)に掲げる基準に従つてきのご類を生産する過程で産出される廃ほだ、廃菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。</u> [新設]